仕　様　書

（１）件名

　　　リハビリテーション関連機器一式の調達

（２）調達物品等

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 詳　細 |
| 舌圧トレーニング機器 | 別紙１ |
| 舌圧測定器 | 別紙２ |
| ドライビングシミュレーター　一式 | 別紙３ |
| 姿勢矯正鑑 | 別紙４ |
| プラットホームマット（コンパクト） | 別紙５ |
| プラットホームマット（ワイド） | 別紙６ |
| 浴槽ユニット　一式 | 別紙７ |
| ガススプリング式昇降テーブル | 別紙８ |
| スタンディングテーブル | 別紙９ |
| レッドコード（メディカルパーケージ）　一式 | 別紙10 |
| レール走行式免荷リフト　一式 | 別紙11 |
| 歩行訓練用階段 | 別紙12 |
| 平行棒（ループ＆ストレートタイプ） | 別紙13 |
| トレッドミル　一式 | 別紙14 |
| チルトテーブル | 別紙15 |
| レッグカール　一式 | 別紙16 |
| キネヴィアデュオ　一式 | 別紙17 |
| エクササイズブロック | 別紙18 |
| 小児用平行棒 | 別紙19 |
| 巧技台　移動式展開ろくぼく | 別紙20 |
| 巧技台Ｂセット | 別紙21 |
| 運送・組立等 | 別紙22 |

（３）設置場所

公立東濃中部医療センター（以下「新病院」という。）

※ 詳細な設置場所は別紙１から別紙22に記載の通り。

（４）性能・機能以外に関する要件

１．　調達物品の納品期限は別紙１から別紙22に記載の通りとする。内覧会、諸官庁検査等の日程に応じた搬入スケジュールに対応すること。

２． 搬入設置及び作業が必要な物品は搬入前に、据付方法、工程等について東濃中部病院事務組合（以下「組合」という。）と協議すること。また、搬入前に現地下見を実施すること。

３．　必要に応じて転倒、落下等を防止するための安全対策を実施すること。

４．　調達物品の搬入・据付・調整については、組合と協議の上、実施すること。搬入設置及び作業時に建物に損傷や塵埃が拡散しないよう、必要に応じて養生等を行うこと。なお、移転業者が施工した養生を共用することは可とするが、補えない部分は養生すること。

５．　各調達物品に、組合が提供する管理シールを添付すること。

６．　調達物品の搬入、据付、作業、調整に際しては、建物等を毀損した場合は、直ちに組合に報告し補修を行うこと。

７．　養生・搬入・設置（移設）、調整、配線工事、設置に必要な届出、検査及び書類作成の支援に掛かる費用の一切を含むこと。ただし、光熱水費は費用に含めないこととする。

８．　設置後の自主検査を行うこと。

９．　新病院職員が物品を利用できるよう、トレーニングや取扱説明を実施すること。

10．　情報システムとの接続が必要な医療機器は､受注者側で必要な費用を含めること｡なお､機器側で発生する費用は、組合で負担する｡

11．　受注者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第２条において定義される医薬品、医療機器、再生医療等製品、医薬部外品、化粧品に該当する製品を組合へ提示すること。また、薬機法上の承認が有効であることを確認し証明すること。

12．　入札から納品までの期間内に、調達物品の製造・販売が終了となることが判明したもの、又は、後継機種が新たに販売開始となるものは、組合と協議し、仕様を満たすと判断した場合に限り、後継機種の適応を認める。

13．　固定資産台帳の登録を目的とした明細提出に協力すること。

14．　新病院建設工事期間中に据付工事が必要となる場合は、組合と施工に関する調整を行うこと。

15．　新築移転に伴う他の納品業者、引越業者との計画作成及び調整に協力すること。

16．　作業日時に遅延が生じる場合は、組合に事前に協議し、その指示に従って対応すること｡

17．　搬入据付設置作業で発生する梱包材等の廃棄物は持ち帰り、適切に処分すること。なお、建設行為に該当する廃棄物が生じた場合は、組合と協議の上、関係法令に従いマニフェスト処理等、適正に行うこと。

（５）メンテナンス・アフターサービス

１．　障害発生通知後、迅速な対応ができる体制であること。

２．　操作マニュアルは、日本語で作成すること。

（６）保証体制に関する要件（別紙１から別紙22に定める個別の保証箇所を除く。）

１．　検収完了日から１年以内に調達物品に瑕疵が生じ、その責任が製造業者に有ると認められた場合は無償で修理または取り替えること。

２．　操作マニュアルに沿った通常の使用による故障については、検収完了日から１年間、修理費用等の全てを無償とすること。

３．　メーカー保証期間開始日は検収完了日から１年間とすること。